

令和4年度 事業方針大綱

はじめに

土地家屋調査士業務を取りまく環境には、大きな変化が見られます。改正土地家屋調査士法の施行から三年目を迎える令和4年においては、改正民法・不動産登記法のうち、相続登記の申請義務化施行まで二年、氏名又は名称及び住所の変更登記の申請の義務化施行予定まで四年と迫ってきます。さらに、相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する法律においては、施行日まで一年を切ってきます。これら、国民生活に密接に関係する制度の変革を私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記そして、土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、国民に正しく伝える責務を担うこととなります。

また、この二年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会的環境の変化や終わることのない技術革新の渦中においても、隣接法律専門職たる資格者としての地位を揺るぎないものとするために、日本土地家屋調査士会連合会は、令和4年度事業方針大綱を次のとおり定めます。

基本方針 「新たな制度環境の共有」

土地家屋調査士一人一人が、表示に関する登記実務及び土地の筆界を明らかにするための業務を遂行することにより、不動産を明確にし、社会に安定した生活を提供する職責を全うするための組織として活動します。

制度の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につながり、さらには行動の共有へと進行し、未来を共有できるものと考えています。

また、「共有」には、国民との共有及び、政治との共有、行政（関係省庁）との共有、関連団体との共有、学術分野との共有、並びに各土地家屋調査士会との共有、会員との共有、連合会役員相互の共有等、私たちの制度に関わる全ての方々、組織との「共有」を意味します。

そして、予算規模と人的負担等を考慮しつつも、国策と認識するデジタル化の促進と対応等、社会の様々な動き、価値観や思考枠組みの変化に対応するべく、新しい業務形態の構築も視野に、職業としての魅力を強く広く社会へ発信します。

1. 各種法（制度）改正への対応

今般の民法（特に相隣関係）・不動産登記法の改正において土地家屋調査士は、土地の境界に関する実務の担い手として、より一層深く関わり、空家特措法、所有者不明土地特措法、表題部所有者不明土地関連法、国土調査法等の法律も活用しながら、所有者不明土地問題等の解決と予防に資する責務があるとともに、これらの社会的変革の起点である、所有者不明土地問題への提言を継続的に行ってきた、私たちの先人たちの危機意識を共有し、併せて、不動産に関する権利の明確化を通じて、不動産の適正な管理や利用への次なる提言等を行う必要があります。

例えば、不動産登記法の一部改正に伴う、相続登記の義務化は、何も司法書士だけの問題ではありません。隣接法律専門職として、また不動産の表示に関する登記の専門家として、それを国民に正しく伝えていく責務は、私たち土地家屋調査士にも課せられています。また、土地所有権の国庫への帰属に関する法律に関しても、その具体的実務構想の過程において、積極的に関わっていくべきです。

さらに、「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」に対しても連合会として、全国の会員の日常業務に直結する感覚を基調とした提言を行い、全国における不動産の表示に関する登記実務と依頼者を結ぶ場面を創出していきます。

2. 「所有者不明土地問題」への対応

社会問題化している、所有者不明土地問題・空き家問題について、今こそ、全国の土地家屋調査士の叡智を結集して、日本の社会問題に正面から立ち向かう必要があります。空き家・空き地等の不動産の管理に関連した業務について受託を推進するとともに、成年後見人、財産管理人等との連携を図るだけでなく、新たな財産管理制度を担う人材育成も急務だと認識しています。

また、令和元年11月22日に施行された表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に伴う、所有者等探索委員制度に対する各土地家屋調査士会の取組の状況を確認し、実態と課題の提言を法務省に対して継続します。

さらに、裁判所に対しても、私たち土地家屋調査士の現地調査能力を提唱する絶好の機会と捉えるとともに、今期においては問題の解消に向けても大きな役割を担うべく、道筋を示します。

3. 研修・研究制度の拡充

専門資格者にとって自己研鑽は質の高い業務を維持し続けるために必須であり、年次

研修をはじめとする研修の実施と充実は、生き残りのための生命線ともいえます。今年度についても、社会から必要とされる専門職であり続けるために、土地家屋調査士特別研修の受講推進はもとより、研修制度を更に充実させる必要な方策を実施してまいります。

また、新人に対する研修は、制度の未来投資であり重要性が非常に高いとの認識から、連合会の責任において新人研修会を実施するとともに、過去の開催状況等の検証を行い改善にも取り組みます。

そして、研究分野に関しては、昨今の様々な法改正や業際問題、また社会的環境の変化に柔軟かつ継続的に対応することを念頭に置いたとき、将来の様々な法改正や制度の改変・新設の際に会員の業務遂行に支障が生じないように、十分な準備・研究を常時行う必要があると認識しています。これを実現するために、中長期的な視点で研究を行い、シンクタンクとしての機能を担う環境構築の一つとして「土地家屋調査士総合研究所（仮称）」の設立を目指し、行動を起こします。

4. 地図づくりへの参画と発信・提言

私たち土地家屋調査士がその作成に関与する「登記所備付地図」は、不動産について起こる様々な問題を解決するための基本となる重要なインフラです。地図づくりへの積極的参画は、土地家屋調査士にとって日常業務に最も近接した社会貢献であり、必然だといえます。連合会は、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済効果、事前復興などの多角的な観点から地図づくりの有用性と重要性を社会に対し、更に強く、広く周知するとともに、土地家屋調査士の業務能力の高さだけでなく、予算措置拡充の必要性についても国に対して訴え続けます。

また、登記所備付地図と地籍情報の互換性を考えたとき、政府が推奨する地理空間情報の高度化や位置情報を整合させるための共通ルール（国家座標）の推進、データのオープン化の推進等、土地家屋調査士として日常行っている業務を通じて、地理空間情報の更なる活用につなげるための発信を続けます。

5. 多様化する社会的要請への貢献

近時、専門資格者の社会的評価について、社会貢献活動を抜きに語ることはできません。つまり、土地家屋調査士としての能力を生かした、社会貢献事業は、組織にとって、重要な事業だと考えています。

これまでも、自然災害への対応や地図づくりへの参画、寄附講座・出前授業の実施、諸外国への法整備支援等、土地家屋調査士業務を通じた社会貢献を実施してきましたが、

地球規模で掲げられている持続可能な開発目標（SDGs）をも念頭に入れつつ、狭あい道路の解消のための提案をはじめ、私たちの能力を生かした社会貢献の在り方と方策を考え実施します。

6. 様々な実情に目を向けた会務運営

組織としての危機管理に関して、多くの場面を想定しつつ備えを拡充するとともに、会務について、丁寧かつ謙虚な対応を意識し、可能性を見だし、全国の多様な実情を踏まえた運営に尽力します。また、積極的な情報発信を意識することにより、課題の解消を図ることにつながると考えています。

近年、団体としての様々な情報管理に関して、部署間における共有性、統一性に問題が発生し、脆弱性が露見されています。各土地家屋調査士会も含めた組織全体でのシステム設計図の作成を図り、改善のための歩を進めます。そして、土地家屋調査士界全体で協調し、信頼と参加が生まれる体質を醸成します。